
内部統制システム構築の基本方針

株式会社じげん

内部統制システム構築の基本方針

I. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。
2. 当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。
3. 当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。
4. 「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。
5. 社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。
6. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
7. 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査担当部門が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。
8. 内部監査担当部門は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役社長に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。

II. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 原則として毎月 1 回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
2. 当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか当社グループの事業戦略についての討議機関として当社及び当社子会社の取締役等により構成する会議を原則として毎週 1 回開催し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。
3. 管理業務担当の取締役を設け、職務執行に関する権限及び責任を明確にする。

4. 取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。

III. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類(磁氣的記録を含む。)は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。

IV. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
2. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
3. 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ確かな対応を行うとともに、代表取締役社長は取締役会へ報告する。
4. 関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

V. 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行なう。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
2. 内部監査担当部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び改善状況を含む。)を把握、評価し、代表取締役社長及び監査役に報告する。

VI. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。
2. 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。
3. 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、

各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。

4. 当社内部監査担当部門は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。
5. 当社監査役は、子会社取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

VII. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
2. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
3. 当社は、監査役へ報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

VIII. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることができる体制をとる。
2. 監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役社長と随時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
3. 監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
4. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以 上

制定 平成 20 年 10 月 21 日

改定 平成 24 年 11 月 14 日

改定 平成 25 年 5 月 15 日

改定 平成 27 年 4 月 21 日